

平成17年6月1日

各位

会社名 株式会社ゼクー
代表者名 代表取締役社長 伊藤雄一
(コード番号 2758 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役社長 伊藤雄一
TEL 03-3517-5322

監理ポスト割当への経緯に関するお知らせ

弊社は、本日6月1日東京証券取引所より当社の株式を監理ポストへ移す旨の決定を受けましたので、その経緯と当社の今後の理解についてお知らせします。

このような事態に至りましたことにつきましては、関係各方面の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

記

1 監理ポスト割当の経緯

弊社は、平成17年3月期決算発表をしておりません。その理由は、会社に簿外債務が多額に発生している可能性があり、また、仮払金等の経理処理が適正になされていないおそれがあることから、現在作成されている決算書類の会計的正確性が確保できていないことによります。弊社代表取締役伊藤雄一は、平成3年に入社した従業員から代表取締役となったものですが、弊社の今までの不適正な会計処理と簿外債務問題を適正に反映した会計書類でなければ、株主に対する正確な情報開示とならないと判断し、長年の従業員の仲間のためにもこれらの問題を包み隠した決算をしようとする方針を到底承服できないと考えております。

これに対し、反対勢力は、平成17年5月31日の取締役会を当社代表取締役伊藤雄一が欠席し、2005年3月期の決算承認できなかった旨を情報開示しておりますが、上記理由により、不正な決算書類を承認できないことから、取締役会を中止したものであり、弊社代表取締役伊藤雄一が欠席をしたものではありません。なお、執行役員高橋良治氏は、弊社が平成17年5月30日に解任しております。

会社の資金繰りをするとの名目で会社に入り込んだ勢力のために、代表取締役の承認していない情報開示が行われている状態は異常としか言いようがありません。

以上の事態を解決するために、弊社は、法的な整理をするしかないと考えております。具体的には、取締役会の承認が得られれば、民事再生手続きによるべきですが、取締役会の賛成がなければ、裁判所に準自己破産を申し立て、破産管財人のもと法的な整理を行ってもらう必要があると判断しました。

2 今後の方針

今後につきましては、反社会的勢力を排除し、裁判所の指導のもとに法的な整理を行い、何らかの形での営業の存続を目指すこととしたいと考えております。皆様

に多大なご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫びいたしますとともに、今後の弊社の会社再建に全身全霊を傾け会社を立て直す所存でございます。何卒、格別のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます次第です。

以 上